

最低賃金・賃金引上げに向けた 中小企業・小規模事業者への 支援施策紹介マニュアル

令和7年11月
厚生労働省・中小企業庁

はじめに

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

最低賃金額は、毎年、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考にして、各都道府県最低賃金審議会において審議が行われ、改定額が決定されます。

令和7年度においては、全国加重平均で66円の引上げとなりました。

本マニュアルは、企業における賃金引上げに向けた取組にご活用いただける厚生労働省及び中小企業庁の支援事業に関して、その内容や関連する相談窓口を御紹介するものです。

中小企業等で働く方々の賃金引上げに向け、本マニュアルをご活用いただけますと幸いです。

目次

1. 賃金引上げに関する支援	
(1) 『生産性向上のための設備投資等により従業員の賃金引上げを図りたい』 ・ 業務改善助成金	P 4
(2) 『非正規雇用労働者のキャリアアップ・賃金引上げに取り組むための支援策を知りたい』 ・ キャリアアップ助成金	P 5
(3) 『従業員の賃金を引き上げた場合に使える税制を知りたい』 ・ 中小企業向け賃上げ促進税制	P 6
(4) 『賃金の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者向けの融資制度を知りたい』 ・ 企業活力強化貸付(働き方改革推進支援資金)	P 7
(5) 『賃金の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者向けの融資制度を知りたい』 ・ 賃上げ貸付利率特例制度	P 8
2. 生産性向上に関する支援	
(1) 『生産性向上のための設備投資をしたい』 ・ 固定資産税の特例措置	P 9
(2) 『経営の向上を図りたい』 ・ 中小企業等経営強化法(経営力向上計画) ・ 中小企業経営強化税制	P 10 P 11
(3) 『補助制度を知りたい』 ・ 生産性向上などを支援する補助金	P 12
3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援	
(1) 『下請取引関係改善のためのガイドラインを知りたい』 ・ 下請適正取引等の推進のためのガイドライン	P 17
(2) 『親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を築きたい』 ・ パートナーシップ構築宣言	P 17
(3) 『賃上げのための価格転嫁について知りたい』 ・ 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針	P 18
(4) 『国や独立行政法人等からの官公需調達について知りたい』 ・ 中小企業者に関する国等の契約の基本方針 ・ 官公需情報ポータルサイト	P 20 P 20

目次

4. 資金繰りに関する支援	
(1) 『一時的に業況が悪化しているので融資を受けたい』	
・セーフティネット貸付制度	P 21
(2) 『小規模事業者向けの融資制度を知りたい』	
・小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）	P 22
5. その他、雇用（人材育成）に関する支援	
(1) 『設備投資を行い、雇用の増加を図る際の支援策を知りたい』	
・地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	P 23
(2) 『職場環境の改善等を図るための支援策を知りたい』	
・人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース、中小企業団体助成コース、外国人労働者就労環境整備助成コース、テレワークコース）	P 24
(3) 『従業員の人材育成に取り組むための支援策を知りたい』	
・人材開発支援助成金	P 25
(4) 『建設労働者の雇用改善、技能向上のための支援を知りたい』	
・建設事業主等に対する助成金	P 26
(5) 『中途採用者を雇い入れる場合の支援を知りたい』	
・早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース、中途採用拡大コース）	P 27
(6) 『出向により従業員の人材育成に取り組む場合の支援を知りたい』	
・産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）	P 28
(7) 『労働時間の削減等の環境整備に取り組むための支援を知りたい』	
・働き方改革推進支援助成金	P 29
6. 相談窓口	
(1) 『専門家へ相談したい』	
・よろず支援拠点	P 30
・下請かけこみ寺	P 30
・働き方改革推進支援センター	P 31
(2) 『中小企業・小規模事業者向けの支援施策の活用の準備をしたい』	
・中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポplus」	P 32
コラム 厚生労働省「賃上げ」支援助成金パッケージ	P 32

1. 賃金引上げに関する支援

(1) 『生産性向上のための設備投資等により従業員の賃金引上げを図りたい』

業務改善助成金

事業場内で最も低い時間給を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資などを行う場合、その設備投資などに要した費用の一部を助成します。

【対象となる方】

- ・ 中小企業、小規模事業者（解雇、賃金引下げなどの不交付事由がないこと）
⇒ 拡充内容
- ・ 事業場内最低賃金が改定後の地域別最低賃金未満までの事業者が対象
- ・ 賃金引上げ計画の事前提出について省略可能

【支援内容】

設備投資などに要した費用に助成率を乗じた金額について、助成上限額の範囲内で支給します。助成率、助成上限額は、事業場内最低賃金額の引上げ額、引き上げる労働者の数、引上げ前の事業場内最低賃金額に応じて変わります。

【助成率】

1,000円未満	4/5
1,000円以上	3/4

【助成対象経費（設備投資など）の例】

設備投資	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
コンサルティング	国家資格者による顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

【助成上限額】

引き上げる労働者数	引上げ額			
	30円コース	45円コース	60円コース	90円コース
1人	30万円(60万円)	45万円(80万円)	60万円(110万円)	90万円(170万円)
2～3人	50万円(90万円)	70万円(110万円)	90万円(160万円)	150万円(240万円)
4～6人	70万円(100万円)	100万円(140万円)	150万円(190万円)	270万円(290万円)
7人以上	100万円(120万円)	150万円(160万円)	230万円	450万円
10人以上(※)	120万円(130万円)	180万円	300万円	600万円

※10人以上の上限額区分は特例事業者（詳細はウェブサイト参照）のみ対象。

※()内の助成上限額は事業場規模30人未満の事業者のみ対象。

【お問合せ・申請先】

業務改善助成金コールセンター：0120-366-440

業務改善助成金

検索

(受付時間 平日 9:00～17:00)

※ 申請先は、事業場が所在する都道府県の労働局雇用環境・均等部（室）です。

1. 賃金引上げに関する支援

(2) 『非正規雇用労働者のキャリアアップ・賃金引上げに取り組むための支援策を知りたい』 キャリアアップ助成金

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員転換、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

【対象となる方】

雇用保険適用事業所ごとに有期雇用労働者等のキャリアアップに取り組む者を「キャリアアップ管理者」として配置し、事業主が作成する「キャリアアップ計画」に基づき、以下の(1)～(7)までのいずれかを実施した事業主

- (1) 正社員化コース
- (2) 障害者正社員化コース
- (3) 賃金規定等改定コース
- (4) 賃金規定等共通化コース
- (5) 賞与・退職金制度導入コース
- (6) 社会保険適用時処遇改善コース
- (7) 短時間労働者労働時間延長支援コース

【支援内容】※ 上記のうち、(3) 賃金規定等改定コースについて

有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用した事業主に対して、下記の額の助成を行います。

(1人当たり)

3%以上4%未満増額改定した場合	4万円
4%以上5%未満増額改定した場合	5万円
5%以上6%未満増額改定した場合	6万5,000円
6%以上増額改定した場合	7万円

- ・1年度1事業所当たり100人までは複数回の申請ができます。
- ・職務評価を行った上で賃金規定等を改定した場合、有期雇用労働者等の昇給制度を新たに設けた場合は、助成額の加算が受けられます。
- ・中小企業以外の場合、助成額は上記の2/3程度となります。

【お問合せ先】

ご相談及びお手続きは、都道府県労働局のほかハローワークにて承れる場合もございますので、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。



キャリアアップ助成金

検索

1. 賃金引上げに関する支援

(3) 『従業員の賃金を引き上げた場合に使える税制を知りたい』

中小企業向け賃上げ促進税制

青色申告書を提出している中小企業者等又は従業員数1,000人以下の個人事業主が、一定の要件を満たして賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（個人事業主は所得税額）から控除できる制度です。

適用対象：青色申告書を提出する中小企業者等又は従業員数1,000人以下の個人事業主

適用期間：令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度

（個人事業主は、令和7年から令和9年までの各年が対象）



中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越しが可能

中小企業は、所定の要件を満たせば、「継続雇用者」の賃上げが要件の全企業及び中堅企業向け税制も活用可能。

（詳細は経済産業省「賃上げ促進税制について」参照）

全企業及び中堅企業向け
税制の詳細はこちら



※税額控除額の上限：法人税額又は所得税額の20%

※未控除額を翌年度以降に繰り越す場合は、未控除額が発生した年度の申告で、「給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書」の提出が必要。また、繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。

○中小企業者等

青色申告書を提出する者のうち、以下に該当するものを指します。

(1) 以下のいずれかに該当する法人（ただし、前3事業年度の所得金額の平均額が15億円を超える法人は本税制適用の対象外）

① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人

ただし、以下の法人は対象外

- ・ 同一の大規模法人から2分の1以上の出資を受ける法人
- ・ 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

② 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人

(2) 協同組合等（中小企業等協同組合、出資組合である商工組合等※）

※協同組合等に含まれる組合は、農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合、出資組合である商工組合及び商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、出資組合である生活衛生同業組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合並びに森林組合連合会です。

○給与等支給額

国内雇用者に対する給与等（俸給・給料・賃金・歳費及び賞与並びに、これらの性質を有する給与をいいます。）の支給額をいいます。ただし、給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除します。

○教育訓練費

国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用のうち一定のものをいいます。具体的には、法人が教育訓練等を自ら行う場合の費用（外部講師謝金等、外部施設使用料等）、他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合の費用（研修委託費等）、他の者が行う教育訓練等に参加させる場合の費用（外部研修参加費等）などをいいます。

教育訓練費の上乗せ要件は、適用事業年度の全雇用者に対する給与等支給額の0.05%以上である場合に限り、適用可能。

○子育てとの両立・女性活躍支援

プラチナくるみん認定、プラチナくるみんプラス認定及びプラチナえるぼし認定については、適用事業年度終了の日において認定を取得している場合、くるみん認定、くるみんプラス認定及びえるぼし認定（二段階目～三段階目）については、適用事業年度中に認定を取得した場合が対象。ただし、くるみん認定及びくるみんプラス認定については、令和4年4月1日以降の基準を満たしたくるみん認定を取得した場合に限り、適用可能。各認定の取得方法や概要については、厚生労働省HPを御確認ください。

【お問合せ先】

中小企業税制サポートセンター

電話：03-6281-9821

（受付時間：平日9:30～12:00、13:00～17:00）

プラチナくるみん認定
くるみん認定
はこちら



プラチナえるぼし認定
えるぼし認定
はこちら



中小企業向け賃上げ促進税制

検索

1. 賃金引上げに関する支援

(4) 『賃金の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者向けの融資制度を知りたい』

企業活力強化貸付(働き方改革推進支援資金)

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者が必要とする設備資金や運転資金を特別利率で支援します。

【対象となる方】

事業場内最低賃金を2%以上引き上げる方

- ※ 働き方改革推進支援資金は、上記対象の他に、非正規雇用の処遇改善への取組や長時間労働の是正を実現するため、業務効率向上・生産性向上を図る設備導入や非正規雇用労働者の賃上げ・正社員化、多様な人材の活用促進などを行う方も対象としています。
- ※ 審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

【支援内容】

■貸付限度額

中小企業事業：7億2,000万円(※)

(※)特別利率①の限度額：2億7,000万円

■貸付利率：特別利率①(基準利率から0.4%引下げ)

※ 基準利率：中小企業事業2.00%(貸付期間5年の場合)

※ 基準利率は、令和7年11月4日現在。実際の適用利率は、信用リスク(担保の有無を含む。)等に応じて決定します。

■貸付期間：設備資金 20年以内(うち据置期間2年以内) (長期)運転資金 7年以内(うち据置期間2年以内)

※ 業務改善助成金等の助成金と併用(自己負担分のための融資など)にも活用可能です。

【お問合せ先】

日本政策金融公庫 電話：0120-154-505



働き方改革推進支援資金

検索

1. 賃金引上げに関する支援

(5) 『賃金の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者向けの融資制度を知りたい』

賃上げ貸付利率特例制度

従業員の賃上げに取り組む中小企業・小規模事業者を対象に、融資後2年間の利率を0.5%控除する制度です。

【対象となる方】

給与等支給額が最近の決算期と比較して2.5%以上増加する見込みがある方

- ※ 最近の決算期において既に増加している方を含みます。
- ※ 一部、本特例を適用できない融資制度がございます。
- ※ 審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

【支援内容】

■ 貸付利率：

適用する融資制度に定める貸付利率から、融資後2年間0.5%を控除

- ※ 基準利率：中小企業事業2.00%、国民生活事業2.70%（貸付期間5年の場合）
- ※ 基準利率は、令和7年11月4日現在。実際の適用利率は、信用リスク（担保の有無を含む。）等に応じて決定します。
- ※ 各制度の融資条件は、別途個別に定められています。

【お問合せ先】

日本政策金融公庫 電話：0120-154-505



2. 生産性向上に関する支援

(1) 『生産性向上のための設備投資をしたい』

固定資産税の特例措置

中小企業が生産性向上や賃上げに向けた取組を後押しするため、市区町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき取得した設備に対して、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例措置を講じます。

(適用期間：令和8年度末)

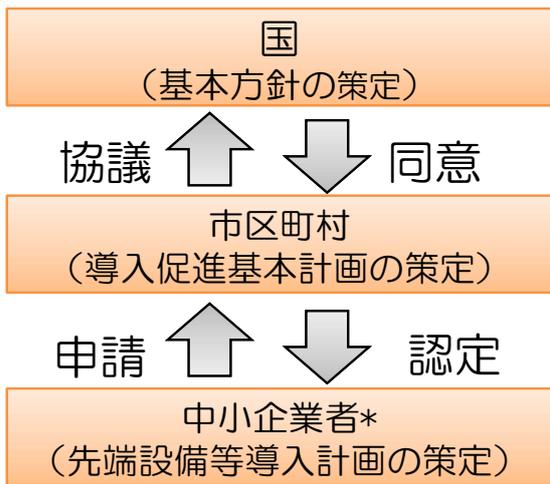
新規取得設備の固定資産税が最大で5年間、1/4※に軽減されます

※賃上げ方針を従業員に表明した場合に、以下のとおり軽減されます。

- ・雇用者給与等支給額が1.5%以上増加することを表明した場合は、課税標準を3年間1/2に軽減
- ・雇用者給与等支給額が3.0%以上増加することを表明した場合は、課税標準を5年間1/4に軽減

POINT!

- 1 「導入促進基本計画」の同意を受けた市区町村において新たに設備を導入する中小企業者が対象
- 2 年平均3%以上の労働生産性の向上や賃上げ方針を位置付けた「先端設備等導入計画」の認定を受けた設備投資が対象



事前確認 → 認定経営革新等支援機関
(例：商工会議所・商工会・中央会、
地域金融機関、土業等の専門家 等)

*中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者が対象。ただし、固定資産税の特例措置を利用できるのは、資本金1億円以下の法人等（大企業の子会社を除く）に限ります。

対象設備（固定資産税の特例措置）

(注) 市区町村により異なる場合があります

【設備の種類等（最低取得価額）】

- ◆機械装置（160万円以上）
- ◆測定工具及び検査工具（30万円以上）
- ◆器具備品（30万円以上）
- ◆建物附属設備（60万円以上）

※年平均5%以上の投資利益率が見込まれる投資計画の対象となる設備であることが要件です。

【お問合せ先】

<先端設備等導入計画の作成等について> 先端設備等の導入先の市区町村

<税制について> 中小企業税制サポートセンター 電話：03-6281-9821



先端設備等導入制度

検索

2. 生産性向上に関する支援

(2) 『経営の向上を図りたい』

中小企業等経営強化法（経営力向上計画）

中小企業・小規模事業者等による経営力向上に関する取組を支援します。事業者は事業分野別指針等に沿って、「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定された事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。

【計画の認定を受けられる対象となる方】

特定事業者等（中小企業等経営強化法第2条第6項）

	<ul style="list-style-type: none">・会社または個人事業主・医療、歯科医療を主たる事業とする法人（医療法人等）・社会福祉法人・特定非営利活動法人
従業員数	2,000人以下

【支援の流れ】

STEP 1

経営力向上計画を策定	「経営力向上計画」とは 人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や、設備投資等により、事業者の生産性を向上させるための計画です。 自社の強み・弱みや経営状況、労働生産性などの目標、それに向けた取組などを記載します。
経営革新等支援機関などがサポート	本計画の概要や申請の手引きは、以下のページに掲載しております。 詳しくはこちら <input type="text" value="経営強化法"/> <input type="button" value="検索"/>  計画策定にあたってはお近くの経営革新等支援機関にご相談ください。

STEP 2

担当省庁による認定	事業分野ごとの担当省庁に事業分野別指針等に沿って策定した計画を提出し、認定を受けます。提出は電子申請または郵送で受け付けています。詳しくは中小企業庁ホームページでご確認ください。
-----------	-------------------------------------------------------------------------------------------

STEP 3

設備投資について 即時償却又は税額控除 (中小企業経営強化税制)	新たに取得した機械装置等の一定の設備について支援措置があります。 ●中小企業経営強化税制（法人税 所得税）の活用により、即時償却又は最大で10%の税額控除が可能です。 対象設備：令和9年3月31日までに導入した対象設備 利用できる方、要件については、次ページ参照
金融支援	中小企業向け：信用保証協会による信用保証の枠の拡大 など 中堅企業向け：独立行政法人中小企業基盤整備機構の債務保証 など 以上のような様々な支援が受けられます。

【お問合せ先】

中小企業税制サポートセンター
電話：03-6281-9821（平日9:30-12:00,13:00-17:00）

2. 生産性向上に関する支援

(2) 『経営の向上を図りたい』

中小企業経営強化税制

中小企業等経営強化法に基づいて、経営力向上計画を作成し、主務大臣の認定を受け、計画に記載されている一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却または取得価額の10%（資本金3,000万円超の法人は7%）の税額控除を選択適用することができます。

建物を新增設した際、その年度末の雇用者給与支給総額が前年度末と比較して2.5%以上増加した場合、特別償却15%又は税額控除1%、5.0%以上増加した場合、特別償却25%又は税額控除2%を適用します。（適用期限：令和8年度末）

（注1）税額控除額は、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制の控除税額の合計で、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%までが上限となります。

なお、税額控除の限度額を超える金額については、翌事業年度に繰り越すことができます。

（注2）特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができます。

【対象となる方】

- ・ 資本金又は出資金の額が1億円以下の法人
- ・ 資本金又は出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・ 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人
- ・ 協同組合等

※ 青色申告書を提出するもので、中小企業等経営強化法上の「特定事業者等」に該当するものに限ります。

ただし、次の法人は対象外となります。

- ① 同一の大規模法人（資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人、資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人（資本金又は出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）から2分の1以上の出資を受ける法人
- ② 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人
- ③ 前3事業年度の所得金額の平均額が15億円を超える法人

【対象となる設備】

類型	要件	確認者	対象設備	その他要件
生産性向上設備 (A類型)	生産性*が旧モデル比平均1%以上向上する設備 ※ 単位時間当たり生産量、歩留まり率、投入コスト削減率のいずれか	工業会等	機械装置（160万円以上）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生産等設備を構成するもの ※ 事務用器具備品・本店・寄宿舎等に係る建物付属設備、福利厚生施設に係るものは該当しない。 ・ 国内への投資であること ・ 中古資産・貸付資産でないこと等
収益力強化設備 (B類型)	投資利益率*が年平均7%以上の投資計画に係る設備 ※ 計算に使う期間は、投資設備中の最長の減価償却期間に合わせる	経済産業局	工具（30万円以上） （A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る）	
経営資源集約化設備 (D類型)	修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備		器具備品（30万円以上） 建物附属設備（60万円以上） ソフトウェア（70万円以上） （A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る）	
経営規模拡大設備 (E類型)	<ul style="list-style-type: none"> ● 投資利益率が年平均7%以上 ● 売上高100億円超を目指すロードマップの作成 ● 売上高成長率年平均10%以上を目指す ● 前年度売上高10億円超90億円未満 ● 最低投資額1億円 OR 前年度売上高5%以上 ● 賃上げ率2.5% OR 5.0%以上 等 ※ 拡充措置の認定を受けた法人は、投資計画の期間中は中小企業投資促進税制と少額減価償却資産の特例の適用不可。		機械装置（160万円以上） 工具（30万円以上） 器具備品（30万円以上） ソフトウェア（70万円以上） 建物及びその附属設備（1,000万円以上） （生産性向上に資する設備の導入に伴って新增設される建物及びその附属設備に限る） ※ 税制対象の設備投資総額の上限は、60億円	

※ 1 発電用の機械装置、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除きます。また、発電設備等について税制措置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要があります。詳しくは「経営力向上計画策定の手引き」JP 1-9を確認してください。

※ 2 医療用の器具備品・建物附属設備については、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除きます。

※ 3 ソフトウェアについては、複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除きます。詳しくは中小企業投資促進税制のQ&A（中小企業庁）を確認してください。 <https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2014/tyuusyoukigyoutousisokusinzeisei.htm>

※ 4 コインランドリー業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するもの又は暗号資産マイニング業の用に供する資産を除きます。

※ 5 働き方改革に資する減価償却資産であって、生産等設備を構成するものについては、本税制措置の対象となる場合があります。

詳しくはこちらの質疑応答事例（国税庁）をご確認ください。 <https://www.nta.go.jp/law/shitsugui/hojin/04/16.htm>

【お問合せ先】

中小企業税制サポートセンター

電話：03-6281-9821（平日9:30-12:00,13:00-17:00）



経営強化税制

検索

2. 生産性向上に関する支援

(3) 『補助制度を知りたい』

生産性向上などを支援する補助金

人手不足に悩む中小企業等に対して、カタログから選ぶように簡易で即効性ある省力化投資を支援する「カタログ注文型」と、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる「一般型」により、省力化投資を後押しします。

詳しくはホームページまたはお問い合わせ先までお尋ねください。

【中小企業省力化投資補助事業】

■支援内容：

<カタログ注文型>

- 対象製品のリスト（カタログ）に登録された汎用製品から事業課題に合わせて省力化製品を選択できます。
- 申請手続きが簡易で、申請から交付決定まで最短1ヶ月。随時公募受付のため、いつでも申請が可能です。

<一般型>

- オーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備導入・システム構築など、多様なニーズに応えます。
- 公募回制で、省力化指数などに関する詳細な事業実施計画を作成。3ヶ月程度の審査を経て、交付決定されます。

※カタログ注文型・一般型それぞれ要件が異なりますので、必ずそれぞれの公募要領をご確認ください。補助対象経費が異なれば併用可能です。

■補助額：

枠・類型	補助上限額 ※カッコ内は大幅賃上げを行う場合	補助率
カタログ注文型	5人以下 200万円 (300万円)	1/2
	6~20人 500万円 (750万円)	
	21人以上 1000万円 (1500万円)	
一般型	5人以下 750万円 (1,000万円)	1/2、小規模・再生 2/3 ※補助金額1,500万円までは1/2もしくは2/3、1,500万円を超える部分は1/3 ※最低賃金引上げ特例：補助率を2/3に引上げ（小規模・再生事業者は除く。）
	6~20人 1,500万円 (2,000万円)	
	21~50人 3,000万円 (4,000万円)	
	51~100人 5,000万円 (6,500万円)	
	101人以上 8,000万円 (1億円)	

■応募・交付申請：

<カタログ注文型> 随時受付（メンテナンス期間を除く）

<一般型> 令和7年11月4日から第4回公募の申請受付を開始、11月27日申請締切。

■問い合わせ先・ホームページ：

中小企業省力化投資補助事業 コールセンター

（ナビダイヤル）0570-099-660

（IP電話等）03-4335-7595

（受付時間）9:30~17:30 土日祝日除く

（ホームページ）<https://shoryokuka.smrj.go.jp/>

⇒拡充内容（一般型のみ）

- 最低賃金引上げ特例を「改定後の地域別最低賃金未滿」に拡充し、該当事業者に対する加點も実施。
- 一定期間において、事業場内最賃を「全国目安で示された最低賃金の引上げ額（63円）」以上の賃上げをする事業者

2. 生産性向上に関する支援

(3) 『補助制度を知りたい』

生産性向上などを支援する補助金

賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい売上高100億円超を目指して行う大胆な投資を支援します。

※以下の事業は1次公募時点のものを掲載しています。
詳しくはホームページや公募要領等をご参照ください。

【中小企業成長加速化補助金】

■補助上限:5億円(補助率1/2)

■事業期間:交付決定から24か月以内

■対象者:売上高100億円を目指す中小企業(売上高が10億円以上100億円未満)

■対象者の要件:

(1)補助対象経費のうち投資額が1億円以上(税抜き)であること。

(2)「100億宣言(※)」を行っていること。

(3)一定の賃上げ要件を満たす今後5年程度の事業計画を策定すること。

(賃上げ実施期間は補助事業終了後3年間)

※中小企業の皆様が「売上高100億円」という目標を掲げ、実現に向けた取組を行っていくことを宣言していただくものです。詳細は下記HPをご参照ください。

<https://growth-100-oku.smrj.go.jp/>

■対象経費:建物、機械装置費、ソフトウェア費、外注費、専門家経費

■1次公募期間:令和7年5月8日(木)～令和7年6月9日(月) 17:00

■お問い合わせ先:

中小企業成長加速化補助金事務局

(HP) <https://growth-100-oku.smrj.go.jp/>

(問合せフォーム) <https://ksk2025.f-form.com/inquiry>

(ナビダイヤル)0570-07-4153

(IP電話等)03-4446-4307

電話受付時間 平日10:00～17:00 年末年始除く

2. 生産性向上に関する支援

(3) 『補助制度を知りたい』

生産性向上などを支援する補助金

中小企業の実業性向上を図り、経営の足腰の強化を進めていくため、中小企業・小規模事業者の設備投資、IT導入、販路開拓等を支援します。また、インボイス制度や賃上げに取り組む事業者を補助上限額引上げや下限額撤廃等により強力に支援します。

※以下の事業は令和7年8月現在公募中のものを掲載しています。

詳しくはホームページまたはお問い合わせ先までお尋ねください。

【ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金】(ものづくり補助金)

中小企業・小規模事業者等の生産性向上に資する、革新的な新製品・新サービスの開発や、海外需要開拓等を行う事業のために必要な設備投資・システム構築等を支援します。

■基本要件：

- (1) 付加価値額の年平均成長率が+3.0%以上増加
- (2) 1人あたり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上又は給与支給総額の年平均成長率が+2.0%以上増加
- (3) 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準
- (4) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等

(従業員21名以上の場合のみ)

	製品・サービス高付加価値化枠	グローバル枠
補助上限額	750万円～2,500万円	3,000万円
(特例措置)	大幅賃上げ特例 ・ 補助上限額を100～1,000万円上乘せ。 ・ 各申請枠の上限額に達していない場合、常時使用する従業員がいない場合、再生事業者、最低賃金引上げに係る補助率引上げの特例事業者は除く。 ・ 下記①、②のいずれか一方でも未達の場合、補助金返還義務あり。 ① 給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加 ② 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準	
補助率	中小企業1/2 小規模・再生2/3	中小企業 1/2 小規模事業者 2/3
(特例措置)	最低賃金引上げ特例 ・ 補助率を2/3に引上げ。 ・ 常時使用する従業員がいない場合、小規模企業・小規模事業者、再生事業者は除く。 ・ 指定する一定期間において、3か月以上改訂後の地域別最低賃金未満で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いること ⇒拡充内容 ・ 最低賃金引上げ特例を「改定後の地域別最低賃金未満」に拡充し、該当事業者に対する加点も実施。 ・ 一定期間において、事業場内最賃を「全国目安で示された最低賃金の引上げ額(63円)」以上の賃上げをする事業者	

■公募期間：第22次公募 10/24(金)～1/30(金) 17:00

■お問い合わせ先：ものづくり補助金事務局サポートセンター
受付時間：10:00～17:00(土日祝日および12/29～1/3を除く)
電話番号：050-3821-7013

メールアドレス：kakunin@monohojo.info



ものづくり補助金総合サイト

2. 生産性向上に関する支援

(3) 『補助制度を知りたい』

生産性向上などを支援する補助金

【サービス等生産性向上IT導入支援事業費補助金】

中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX等に向けたITツール（ソフトウェア、サービス等）の導入を支援します。

⇒拡充内容

- ・ 最低賃金引上げ特例を「改定後の地域別最低賃金未満」に拡充し、該当事業者に対する加点も実施。
- ・ 一定期間において、事業場内最賃を「全国目安で示された最低賃金の引上げ額（63円）」以上の賃上げをする事業者

公募期間：令和7年3月31日（月）より申請受付開始。

<お問い合わせ先>

サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局 <https://it-shien.smr.j.go.jp/>

電話番号：0570-666-376

【中小企業新事業進出補助金】

既存の事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援します。

公募期間（第2回）：令和7年9月12日（金）～12月19日（金） ※11月10日（月）より申請受付開始。

<お問い合わせ先>

新事業進出補助金事務局（コールバック予約システム）：<https://shinjigyoun.resv.jp/>

【事業承継・M&A補助金】

事業承継前の設備投資等にかかる取組、M&A時の仲介・フィナンシャルアドバイザー等の専門家の活用、M&A後のPMIにかかる専門家の活用や設備投資の取組、再チャレンジを伴う廃業に係る取組等を支援します。

<13次公募>

公募申請受付期間：2025年10月31日～2025年11月28日※必ず事務局HPをご確認ください。

事業承継促進枠、専門家活用枠、PMI推進枠、廃業・再チャレンジ枠

<お問い合わせ先>

事業承継・M&A補助金事務局：<https://shoukei-mahojokin.go.jp/>

専門家活用枠/廃業・再チャレンジ枠：050-3145-3812

事業承継促進枠：050-3192-6274

PMI推進枠：050-3192-6228

【小規模事業者持続化補助金】

小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓等の取組を支援します。

<一般型通常枠>

公募期間：第18回公募 令和7年6月30日（月）～令和7年11月28日（金）

<お問い合わせ先>

商工会の管轄地域で事業を営んでいる小規模事業者の方

商工会地区事務局 https://www.jizokukanb.com/jizokuka_r6h/

※お問い合わせ先は所在地によって異なるため、上記HPよりご参照下さい。

商工会議所の管轄地域で事業を営んでいる小規模事業者の方

商工会議所地区事務局 <https://r6.jizokukahojokin.info/>

電話番号：03-6634-9307

2. 生産性向上に関する支援

(3) 『補助制度を知りたい』

生産性向上などを支援する補助金

省エネ設備や電化・脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等の更新を支援します

※以下の事業は令和7年10月現在公募中のものを掲載しています。

詳しくはホームページまたはお問い合わせ先までお尋ねください。

【省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金】(省エネ補助金)

■対象企業

中小企業等・大企業、その他

■助成額・補助率

最大40億円(補助率:1/4~2/3)

■活用例

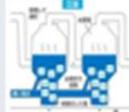
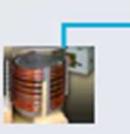
指定された先進設備・システム、設計が伴うオーダーメイド型設備、空調、冷凍冷蔵設備、ボイラ、工業炉等のユーティリティ設備及び、工作機械や印刷機等の生産設備など。

■公募期間(3次公募)

以下の期間により公募を行い、申請があった案件から順次審査・交付決定

単年度事業 :10月31日まで

複数年度事業:1月13日まで

(I) 工場・事業場型 <small>※旧A・B類型</small>	<ul style="list-style-type: none">工場・事業所全体で大幅な省エネを図る取り組みに対して補助補助率:1/2(中小)1/3(大)等補助上限額:15億円等 ※中小企業投資枠等を追加	【平釜】  【立釜】※複数の釜を連結して排熱再利用   <ul style="list-style-type: none">従来、平釜を個別に熱して塩を製造していたところ、連結型の立釜に更新。釜の排熱を、他の釜の熱源に再利用できるよう、事業所全体の設備・設計を見直し。3年で37.1%の省エネを実現予定。
(II) 電化・脱炭素燃転型	<ul style="list-style-type: none">電化や、より低炭素な燃料への転換を伴う機器への更新を補助補助率:1/2補助上限額:3億円等 ※中小企業のみ工事費を補助対象に追加	【キヨボラ式】※コークスを使用  【誘導加熱式】※電気を使用  
(IV) EMS型	<ul style="list-style-type: none">EMSの導入を補助補助率:1/2(中小)1/3(大)補助上限額:1億円 ※省エネ要件を見直し	【見える化システムによるロス検出】  【AIによる省エネ最適運転】 

問い合わせ先(補助金事務局) 一般社団法人環境共創イニシアチブ

(I) 工場・事業場型

(先進枠) 03-5565-3840

(一般枠/中小企業投資促進枠) 03-5565-4463

(II) 電化・脱炭素燃転型

03-5565-3840

(IV) エネルギー需要最適化型

03-5565-4773

3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

(1) 『下請取引関係改善のためのガイドラインを知りたい』

下請適正取引等の推進のためのガイドライン

委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引関係を構築するために、業種別の下請適正取引等の推進のためのガイドラインを策定しています。



(2) 『委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引関係を築きたい』

パートナーシップ構築宣言

不合理な取引条件や取引慣行については、下請中小企業振興法における「振興基準」に基づき、主務大臣が指導、助言を行います。パートナーシップ構築宣言は、この「振興基準」を遵守することを明記し宣言することで、発注者側による受注者側への「取引条件のしわ寄せ」防止を促し、取引の適正化を後押ししています。また、宣言した企業の取組を「見える化」するため、「宣言」をポータルサイトに掲載しています。

【パートナーシップ構築宣言について】

○取引先との新たなパートナーシップ構築を宣言し、

- (1) サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携（企業間連携、IT実装支援、専門人材マッチング、グリーン化の取組、健康経営に関する取組等）
- (2) 下請中小企業振興法に基づく「振興基準」の遵守、特に、取引適正化の重点5分野（①価格決定方法、②型管理の適正化、③現金払の原則の徹底、④知財・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止）

に重点的に取り組むことを、「代表権のある者の名前」で宣言します。

○宣言を行った企業は、パートナーシップ構築宣言の「ロゴマーク」を使用することができ、名刺などに記載することで取組をPRできます。また、一部の補助金で加点措置を受けることができるほか、一定規模以上の企業が税制を利用するに当たっては、パートナーシップ構築宣言の公表が必須となっています。

○以下の「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトにて、宣言した企業が一覧でご覧になれます。

<https://www.biz-partnership.jp/index.html>

【お問合せ先】

「宣言」の内容について

中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669

「宣言」の提出・掲載について

(公財) 全国中小企業振興機関協会 電話：03-6228-3802



3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

(3) 『賃上げのための価格転嫁について知りたい』

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

労務費の転嫁に係る価格交渉について、発注者及び受注者それぞれが採るべき行動／求められる行動を12の行動指針として取りまとめたものです。

【発注者として採るべき行動／求められる行動】

行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で社内外に示すこと、③その後の取組状況を定期的に経営トップに報告し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること。特に長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引においては協議が必要であることに留意が必要である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがある。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重すること。

★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること。

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと。

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること

3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

【受注者として採るべき行動／求められる行動】

★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、価格交渉の申込み様式（例）を活用することも考えられる。

★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

【発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動】

★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

【お問合せ先】

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部
企業取引課 優越的地位濫用未然防止対策調査室 03-3581-3378



労務費 価格転嫁 指針

検索

3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

(4) 『国や独立行政法人等からの官公需調達について知りたい』

中小企業者に関する国等の契約の基本方針

官公需法に基づき定める「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直しについて定められています。

【「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（関連箇所抜粋）】

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講ずる措置に関する基本的な事項

4 ダンピング防止対策、消費税の円滑かつ適正な転嫁等の推進

(4) 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

① 国等は、契約前において、清掃、警備、洗濯、庁舎管理、電話交換その他最低賃金又はその近傍の単価の被用者が用いられる可能性のある役務契約について、年度途中の最低賃金額の改定を踏まえた予算を確保し、上記(2)に掲げる適切な予定価格を作成するとともに、入札金額における単価について、契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額についても考慮した上で入札することを入札希望者にあらかじめ周知するものとする。また、単価が改定後の最低賃金額を下回った際は適切な価格での単価の見直しを行う旨の条項をあらかじめ契約に入れることなどにより、年度途中で最低賃金額の改定があったとしても、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。

② 国等は、契約後において、清掃、警備、洗濯、庁舎管理、電話交換その他最低賃金又はその近傍の単価の被用者が用いられる可能性のある役務契約について、最低賃金額の大幅な改定があった場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて受注者に対し確認し、最低賃金引上げ分の円滑な価格転嫁を図るため契約金額を変更するなど、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。

官公需情報ポータルサイト

中小企業庁は官公需に関する情報を一元的に集約し、情報提供を行う官公需情報ポータルサイトを運営しています。

【官公需情報ポータルサイトについて】

○ 国等及び地方公共団体がホームページ上で提供している入札情報を自動巡回システムにより収集し、入札情報を一括して検索・入手できる「官公需情報ポータルサイト」を運営しており、以下の官公需情報ポータルサイトにてご覧になれます。

<https://www.kkj.go.jp/s/>

【お問合せ先】

中小企業庁取引課 03-3501-1669



官公需施策

検索

4. 資金繰りに関する支援

(1) 『一時的に業況が悪化しているので融資を受けたい』

セーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）

一時的に売上減少等業況が悪化しているものの、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者であればご利用いただくことが可能です。

【対象となる方】

社会的、経済的環境の変化（最低賃金引上げなど）の影響により、一時的に売上高や利益が減少しているが中長期的にはその業況が回復することが見込まれる方

（注1）利益が増加していても経常損失が生じる等、一定の要件を満たす場合は対象となります。また、特別相談窓口に係る事案で本貸付の申し込みをされた場合には、一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来している場合や、そのおそれがある場合にも対象となります。

（注2）審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

【支援内容】

■貸付限度額

日本政策金融公庫中小企業事業：7億2,000万円

日本政策金融公庫国民生活事業：4,800万円

■貸付利率：基準利率

※ 基準利率（令和7年11月4日時点。貸付期間5年の場合。）

中小企業事業2.00%、国民生活事業2.70%

※ 実際の適用利率は、信用リスク（担保の有無を含む。）等に応じて決定します。

■貸付期間：設備資金15年以内（うち据置期間3年以内）

運転資金 8年以内（うち据置期間3年以内）

【お問合せ先】

日本政策金融公庫（日本公庫） 電話：0120-154-505
沖縄振興開発金融公庫（沖縄公庫） 電話：098-941-1795



セーフティネット貸付

検索

4. 資金繰りに関する支援

(2) 『小規模事業者向けの融資制度を知りたい』

小規模事業者経営改善資金（マル経融資）

小規模事業者に対して、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低金利で融資します。

【対象となる方】

常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）の場合は5人以下）の法人・個人事業主の方で、以下の要件をすべて満たす方

- 商工会・商工会議所の経営指導員による経営指導を原則6カ月以上受けていること
 - 所得税、法人税、事業税、都道府県民税などの税金を原則として完納していること
 - 原則として同一の商工会等の地区内で1年以上事業を行っていること
 - 商工業者であり、かつ、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいること
- ※審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

【支援内容】

通常枠

- 対象資金：設備資金、運転資金
- 貸付限度額：2,000万円
- 貸付利率：令和7年11月4日現在 2.00%（※）
※日本政策金融公庫の経営改善利率。利率は変動します。詳しくは、下記問い合わせ先にご確認ください。
- 貸付期間：10年以内（据置期間は2年以内）
- 貸付条件：無担保・無保証人

東日本大震災対応特枠、令和2年7月豪雨対応特枠、令和6年能登半島地震対応特枠

- 東日本大震災、令和2年7月豪雨、令和6年能登半島地震により直接又は間接被害を受けた小規模事業者の方は、通常枠と別枠の貸付限度額と、更なる利率引き下げ措置を利用することができます。

【ご利用方法】

- 主たる事業所の所在する地区の商工会・商工会議所へ申込みしてください。
- 申込みを受け付けた商工会・商工会議所において審査し、日本政策金融公庫に融資の推薦をします。
- 日本政策金融公庫の審査を経て、融資が実施されます。
（注）沖縄県については、紙面中「日本政策金融公庫」とあるのは、すべて「沖縄振興開発金融公庫」と読み替えてください。

【お問合せ先】

- 事業所の所在する地区の商工会・商工会議所
（商工会については、全国商工会連合会 URL：<https://www.shokokai.or.jp/>）
（商工会議所については、日本商工会議所 URL：<https://www.jccci.or.jp/>）
- 日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店

5. その他、雇用（人材育成）に関する支援

(1) 『設備投資を行い、雇用の増加を図る際の支援策を知りたい』

地域雇用開発助成金 (地域雇用開発コース)

雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、地域の求職者等を雇い入れた場合に活用できる助成制度があります。

【対象となる方】

雇用情勢が厳しい地域等で、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に助成します。対象地域は下記URLをご参照ください。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/chiiki_koyou.html

【支援内容】

上記の要件を満たす事業主に対して、事業所の設置等費用と雇入れにより増加した労働者数に応じて助成（1年ごとに3回支給）。

設置・整備費用	対象労働者の増加人数 ()内は創業の場合のみ適用			
	3(2)～4人	5～9人	10～19人	20人以上
300万円以上 1,000万円未満	50万円	80万円	150万円	300万円
	(100万円)	(160万円)	(300万円)	(600万円)
1,000万円以上 3,000万円未満	60万円	100万円	200万円	400万円
	(120万円)	(200万円)	(400万円)	(800万円)
3,000万円以上 5,000万円未満	90万円	150万円	300万円	600万円
	(180万円)	(300万円)	(600万円)	(1,200万円)
5,000万円以上	120万円	200万円	400万円	800万円
	(240万円)	(400万円)	(800万円)	(1,600万円)

※1 中小企業事業主の場合は、初回の支給時に助成額の1/2の額を上乗せ。ただし、創業の場合はこれにかかわらず、労働者の増加数2人から対象とするとともに、初回の支給時に()内の額を支給。

※2 「地域活性化雇用創造プロジェクト」参加事業主が助成対象となる措置を講じた場合は助成金の対象とするとともに、初回支給時、対象労働者1人当たり50万円を上乗せして支給。

※3 「地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)」寄附事業主が助成対象となる措置を講じた場合は、助成金の対象として支給。

※4 大規模雇用開発計画に係る特例に該当する場合、対象労働者の増加数に応じて、最高2億円を支給。

【お問合せ先】

ご相談及びお手続きは、都道府県労働局のほかハローワークにて承れる場合もございますので、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。



地域雇用開発助成金

検索

5. その他、雇用（人材育成）に関する支援

(2) 『職場環境の改善等を図るための支援策を知りたい』

人材確保等支援助成金

(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース、中小企業団体助成コース、
外国人労働者就労環境整備助成コース、テレワークコース)

事業主や事業協同組合等が、魅力ある職場づくりのために、労働環境の向上等の取組により従業員の職場定着の促進等を図った場合に助成します。

【対象となる方】

- (1) 人材確保のために雇用管理改善につながる制度等の導入や雇用環境の整備により、離職率低下を実現した事業主
- (2) 構成員である中小企業者に対して、労働環境の向上を図るための事業を行う事業主団体
- (3) 外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備措置を導入・実施し、外国人労働者の職場定着に取り組む事業主
- (4) 良質なテレワークを制度として導入・実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主

【支援内容】

1. 雇用管理制度・雇用環境整備助成コース

事業主が、人材確保のために雇用管理改善につながる制度等の導入や雇用環境の整備により、離職率低下を実現した場合に助成(複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げ(5%以上)を行った場合に最大287.5万円)

2. 中小企業団体助成コース

事業主団体が、構成中小企業者に労働環境向上事業を実施した場合に、要した費用の2/3を支給(上限額は、団体の規模に応じて600~1,000万円)

3. 外国人労働者就労環境整備助成コース

事業主が、就労環境整備計画に基づく就労環境整備措置を導入・実施し、離職率等の要件を全て満たした場合、1つの措置導入・実施につき20万円(上限80万円)を助成。

4. テレワークコース

中小企業事業主がテレワークを可能とする取組を実施した場合、20万円を支給する。離職率及びテレワーク実績基準の全てを満たした場合、目標達成助成として10万円(賃金要件を満たした場合15万円)を助成。

【お問合せ先】

ご相談及びお手続きは、都道府県労働局のほかハローワークにて承れる場合もございますので、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。



人材確保等支援助成金

検索



5. その他、雇用（人材育成）に関する支援

（3）『従業員の人材育成に取り組むための支援策を知りたい』

人材開発支援助成金

従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教育訓練休暇等制度を導入し、その制度を従業員に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成します。

【対象となる方】

雇用する労働者に対して、その職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等に取り組む事業主等

【支援内容】

実施した訓練等に応じて、以下の金額が支給されます。

（ ）内は中小企業以外の助成額・助成率

支給対象となる訓練等			賃金助成額 (1人1時間当たり)		経費助成率		OJT実施助成額 (1人1コース当たり)	
				賃金要件等を満たす場合 ^{※6}		賃金要件等を満たす場合 ^{※6}		賃金要件等を満たす場合 ^{※6}
① 人材育成支援コース	人材育成訓練	10時間以上のOFF-JTによる訓練	800円 (400円)	1,000円 (500円)	45% (30%) ^{※1}	60% (45%) ^{※1}	-	-
	認定実習併用職業訓練	新卒者等のために実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練			70% ^{※2}	85% ^{※2}		
	有期実習型訓練	有期契約労働者等の正社員転換を目的として実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練			75% ^{※3}	100% ^{※3}		
② 教育訓練休暇等付与コース		有給教育訓練休暇制度（3年間で5日以上）を導入し、労働者がその休暇を取得して訓練を受けた場合に助成	-	-	30万円	36万円	-	-
③ 人への投資促進コース	高度デジタル人材訓練	高度デジタル人材の育成のための訓練や大学院での訓練	1,000円 (500円)	-	75% (60%)	-	-	-
	成長分野等人材訓練		1,000円 ^{※4}	-	75%	-	-	-
	情報技術分野認定実習併用職業訓練	IT分野未経験者の即戦力化のためのOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練	800円 (400円)	1,000円 (500円)	60% (45%)	75% (60%)	20万円 (11万円)	25万円 (14万円)
	定額制訓練	サブスクリプション型の研修サービスによる訓練	-	-	60% (45%)	75% (60%)	-	-
	自発的職業能力開発訓練	労働者が自発的に受講した訓練 (訓練費用を負担する事業主に対する助成)	-	-	45%	60%	-	-
	長期教育訓練休暇制度	長期教育訓練休暇制度や教育訓練短時間勤務等制度を導入し、労働者がその休暇を取得して訓練を受けた場合に助成	1,000円 ^{※5} (800円)	- ^{※5} (1,000円)	20万円	24万円	-	-
	教育訓練短時間勤務等制度		-	-	20万円	24万円	-	-
④ 事業展開等リスクリリング支援コース		事業展開やDX・GXに伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練	1,000円 (500円)	-	75% (60%)	-	-	-

※1 正規雇用労働者等の場合の助成率

※2 非正規雇用労働者等の場合の助成率

※3 正社員化した場合に助成

※4 国内の大学院を利用した場合に助成

※5 有給休暇の場合のみ助成

※6 訓練修了後に行う訓練受講者に係る賃金改定前後の賃金を比較して5%以上上昇している場合、又は、資格手当の支払を就業規則等に規定した上で、訓練修了後に訓練受講者に対して当該手当を支払い、かつ、当該手当の支払い前後の賃金を比較して3%以上上昇している場合に、助成率等を加算

※7 令和8年度未までの時限措置

【お問合せ先】

ご相談及びお手続きは、都道府県労働局のほかハローワークにて承れる場合もございますので、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。



人材開発支援助成金

検索

5. その他、雇用（人材育成）に関する支援

(4) 『建設労働者の雇用改善、技能向上のための支援を知りたい』

建設事業主等に対する助成金

中小建設事業主等が建設労働者の雇用の改善、技能の向上等の取組を行う場合に、助成金を支給します。

【対象となる方】

「建設の事業」の雇用保険料の適用を受ける中小建設事業主等であって、以下の1～3の助成金(コース)ごとに定められる要件に該当するもの。

1. 人材開発支援助成金
 - ①建設労働者認定訓練コース
 - ②建設労働者技能実習コース
2. 人材確保等支援助成金
 - ①若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(建設分野)
 - ②作業員宿舎等設置助成コース(建設分野)
 - ③建設キャリアアップシステム等活用促進コース
3. トライアル雇用助成金 若年・女性建設労働者トライアルコース

【支援内容】 ※上記1. 人材開発支援助成金のうち ②建設労働者技能実習コースについて

キャリアに応じた技能実習(※)を実施した場合に、下記の助成を行います。

- (※)対象となる技能実習：
○安衛法による教習、技能講習、特別教育
○能開法による技能検定試験のための事前講習
○建設業法施行規則による登録基幹技能者講習 など

<助成率・額>

労働者数20人以下の事業主	経費助成 90%(75%) 賃金助成 10,550<11,405>円/日(8,550<9,405>円/日)
労働者数21人以上の事業主	経費助成 35歳未満 85%(70%)、 35歳以上 60%(45%) 賃金助成 9,350<10,110>円/日(7,600<8,360>円/日)

注1:賃金要件・資格等手当要件を満たさなかった場合、()内の助成額(率)となります。

注2:受講者が建設キャリアアップシステム技能者情報登録者であった場合、< >内の助成額となります。

注3:中小以外の建設事業主や建設事業主団体も対象となります。

【お問合せ先】

ご相談及びお手続きは、都道府県労働局のほかハローワークにて承れる場合もございますので、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。



建設事業主等に対する助成金

検索

5. その他、雇用（人材育成）に関する支援

(5) 『中途採用者を雇い入れる場合の支援が知りたい』

早期再就職支援等助成金

(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

・雇入れ支援コース

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

・中途採用拡大コース

中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させた場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当該45歳以上の者全員を雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

【対象となる方】

・雇入れ支援コース

再就職援助計画等の対象者を離職後3か月以内に期間の定めのない労働者として雇入れ、賃金を雇入れ前の賃金より5%以上上昇させた事業主

・中途採用拡大コース

中途採用者の雇用管理制度を整備した上で中途採用の拡大を図る事業主

【支援内容】

・雇入れ支援コース

雇用保険の特定受給資格者や再就職援助計画等の対象者を離職後3か月以内に期間の定めのない労働者として雇入れ、賃金を雇入れ前の賃金より5%以上上昇させた場合に30万円を支給。

また、一定の成長性が認められる事業所の事業主が、地域経済活性化支援機(REVIC)の再生支援等、一定の要件を満たした事業所等から離職した者を雇い入れた場合、40万円を支給。

・中途採用拡大コース

中途採用者の雇用管理制度の整備及び対象者を雇い入れることで、中途採用率を20ポイント以上上昇させた場合に50万円を支給。

また、上記に加え、45歳以上の労働者で中途採用率を10ポイント以上上昇させ、かつ当該45歳以上の労働者全員の賃金を前職と比べて5%以上上昇させた場合に100万円を支給。

【お問合せ先】

ご相談及びお手続きは、都道府県労働局のほかハローワークにて承れる場合もございますので、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。



早期再就職支援等助成金

検索

5. その他、雇用（人材育成）に関する支援

（6）『出向により従業員の人材育成に取り組む場合の支援が知りたい』

産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）

在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に助成します。

【対象となる方】

労働者のスキルアップを在籍型出向により行い、復帰した際の賃金を出向前と比較して5%以上上昇させた出向元の事業主

【支援内容】

労働者のスキルアップを在籍型出向（1か月以上2年以内）により行い、復帰した際の賃金を出向前と比較して5%以上上昇させた場合、以下のとおり支給されます。

	中小企業	中小企業以外
助成率	2/3	1/2
助成額	以下①②のうちいずれか低い額に助成率をかけた額（最長1年） ① 出向労働者の出向中の賃金のうち出向元が負担する額 ② 出向労働者の出向前の賃金の1/2の額	
上限額	8,870円（※）/1人1日当たり （1事業所1年度あたり1,000万円まで）	

※雇用保険の基本手当日額の最高額（令和7年8月1日時点）です。毎年8月に改正されます。

【お問合せ先】

ご相談及びお手続きは、都道府県労働局のほかハローワークにて承れる場合もございますので、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。



5. その他、雇用（人材育成）に関する支援

(7) 『労働時間の削減等の環境整備に取り組むための支援が知りたい』

働き方改革推進支援助成金

生産性向上に向けた設備投資等の取組に係る費用を助成し、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主等を支援。 ※令和7年度の交付申請は11月28日（金）まで！

【対象となる方】

- (1) 労働者災害補償保険の適用事業主であること。
- (2) 交付申請時点で、下記「成果目標」のうち選択する成果目標に設定されている要件を満たしていること。
- (3) 全ての対象事業場において、交付申請時点で、年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。

【支援内容】

コース名		成果目標	助成上限額※1、※2（補助率原則3/4）
業種別課題対応コース (長時間労働等の課題を抱える業種等を支援するため、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成)	建設事業	① 36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ② 年休の計画的付与制度の整備	①～⑤の何れかを1つ以上 ①：250万円（月80H超→月60H以下）等、 ②・③：各25万円、 ④：150万円（11H以上）等、 ⑤：100万円（4週4休→4週8休）等
	自動車運転の業務	③ 時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備	①～④の何れかを1つ以上 ①：250万円（月80H超→月60H以下）等、 ②・③：各25万円、 ④：170万円（11H以上）等
	医業に従事する医師	④ 新規に勤務間インターバル制度を導入 ※自動車運転の業務は10時間以上その他は9時間以上	①～④又は⑥の何れかを1つ以上 ①：250万円（月80H超→月60H以下）等、 ②・③：各25万円、 ④：170万円（11H以上）等、⑥：50万円
	砂糖製造業 (鹿児島県・沖縄県に限る)	⑤ 所定休日の増加	①～④又は⑦の何れかを1つ以上 ①：250万円（月80H超→月60H以下）等、 ②・③：各25万円、 ④：150万円（11H以上）等、⑦：350万円
	その他長時間労働が認められる業種	⑥ 医師の働き方改革の推進 ⑦ 勤務割表の整備	①～④の何れかを1つ以上 ①：250万円（月80H超→月60H以下）等、 ②・③：各25万円、 ④：150万円（11H以上）等
労働時間短縮・年休促進支援コース (労働時間の削減や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成)		① 36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ② 年休の計画的付与制度の整備 ③ 時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備	①～③の何れかを1つ以上 ①：150万円（月80H超→月60H以下）等、 ②・③：各25万円
勤務間インターバル導入コース (勤務間インターバルを導入する中小企業事業主に助成)		新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入すること	勤務間インターバルの時間数に応じて、以下の助成上限額となる ・9～11H：100万円 ・11H以上：120万円

賃金引上げ人数と助成上限額

引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11～30人
3%～7%引上げ	6万円～36万円	12万円～72万円	20万円～120万円	1人あたり2万円～12万円 (上限額60万円～360万円)

助成対象となる取組（生産性向上等に向けた取組）：①就業規則の作成・変更、②労務管理担当者・労働者への研修（業務研修を含む）、③外部専門家によるコンサルティング、④労務管理用機器等の導入・更新、⑤労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新（※月60時間を超える時間外労働が恒常的に認められる企業に対しては、乗用自動車及びPCに係る助成対象の要件を一部緩和）、⑥人材確保に向けた取組

※ 別途「団体推進コース（助成上限額：最大1,000万円）」もあり

助成対象となる取組：①市場調査、②新ビジネスモデルの開発、実験、③好事例の周知、普及啓発、④セミナーの開催、⑤巡回指導、相談窓口の設置 等

【お問合せ先】

ご相談及びお手続きは、最寄りの労働局
雇用環境・均等部(室)へお問い合わせください。



働き方改革推進支援助成金

検索

6. 相談窓口

(1) 『専門家へ相談したい』

よろず支援拠点

地域の支援機関と連携しながら中小企業・小規模事業者が抱える経営課題に無料で相談対応するワンストップ窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置しています。

【対象となる方】

売上が低迷して困っている、資金繰りが厳しくコスト削減したい、など経営上の様々な悩みを抱えておられる中小企業・小規模事業者、NPO法人、一般社団法人、社会福祉法人等の中小企業・小規模事業者に類する方、創業予定の方。

【よろず支援拠点での取組】

①売上拡大のための解決策の提案

新商品のアイデア、パッケージなどの新デザイン、インターネット販売立ち上げ等

②経営改善策を提案し、行動に移すための支援

③相談内容に応じた適切な相談機関の紹介

※各よろず支援拠点では、経営コンサルティング、ITやデザイン、知的財産などの専門家を配置し、人手不足やIT活用等も含めた中小企業・小規模事業者のあらゆる経営課題の相談対応を行っています。

【お問合せ先】

各都道府県のよろず支援拠点



検索

下請かけこみ寺

中小企業・小規模事業者の皆さんが抱える取引上の悩み相談を受け付けております。問題解決に向けて、相談員や弁護士がアドバイスをを行います。

【下請かけこみ寺の概要】

全国48か所（各都道府県及び本部）に下請かけこみ寺を設置しています。

中小企業・小規模事業者からの取引に関する相談について、相談員によるアドバイス、企業間取引や下請法（取適法）に詳しい弁護士への相談を無料で実施しています。また、紛争当事者間の和解の調停を行う裁判外紛争解決手続き（ADR）についても、無料で実施しています。

【お問合せ先】

(公財) 全国中小企業振興機関協会
各都道府県の下請かけこみ寺 電話：0120-418-618



検索

※令和8年1月1日より取引かけこみ寺に名称変更予定。

6. 相談窓口

(1) 『専門家へ相談したい』 働き方改革推進支援センター

「働き方改革推進支援センター」は、中小企業・小規模事業者等の皆さまの働き方改革の取組を支援することを目的として、全国47都道府県に設置されています。センターでは、労務管理等の専門家が無料で、時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金、賃金引上げ、その他働き方改革を広く支援する取組に関する個別相談やコンサルティング等を実施しています。

働き方改革推進支援センター
(47都道府県に設置)

- ・中小企業等の求めに応じ、訪問・オンラインコンサルティングを実施
- ・セミナーの実施

働き方改革推進支援センター

- ・サイト等の運営による周知啓発、総合的な情報発信
- ・専門家研修の実施（職務分析・職務評価等）

中小企業等



- ・来所、電話、メールによる相談

センター本部

北海道センター

〇〇県センター

〇〇県センター

沖縄県センター

47都道府県センター

商工団体・業種別団体等

- ・商工団体等と連携した、中小企業等に対するセミナーの開催

各働き方改革推進支援センター



働き方改革特設サイト

検索



6. 相談窓口

(2) 『中小企業・小規模事業者向けの支援施策の活用準備をしたい』

中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポplus」

中小企業・小規模事業者のための「ミラサポplus」は、**中小企業庁が運営する公式総合支援サイト**です。補助金、助成金、税制優遇・経営相談など、企業の成長や賃上げに役立つ支援制度をわかりやすく紹介しています。令和7年10月、「賃上げ・最低賃金対応支援特設サイト」を新設し、最新の賃上げ支援策や人件費試算ツール（賃上げ計算シミュレーション）を追加しました。

【ミラサポplusの主な特徴】

- ・人気の補助金一覧で比較・検討ができます。
- ・全国の補助金を売上や投資規模に応じて検索できます。
- ・事例検索や補助金等の支援施策のチラシで情報をアップデート。
- ・無料のメルマガで最新の補助金公募情報を配信。
- ・賃上げ特設ページには、厚生労働省・中小企業庁の賃上げに関する支援情報をまとめています。



メルマガで最新情報

探しやすい
インターフェース

ミラサポplus



ミラサポplus

検索



ミラサポplus



特設サイト

コラム 厚生労働省「賃上げ」支援助成金パッケージ

厚生労働省においては、「賃上げに関する支援」に掲載の業務改善助成金やキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、他にも「その他、雇用（人材育成）に関する支援」に掲載の人材開発支援助成金や人材確保等支援助成金などをパッケージとして取りまとめ、労働市場全体の「賃上げ」に向けて、事業者への支援に取り組んでいます。



「賃上げ」支援助成金パッケージ

検索

